伊保石公園複合遊具整備事業に係る設計・

施工一括発注公募型プロポーザル実施要領

令和５年９月

塩竈市産業建設部土木課

伊保石公園複合遊具整備事業に係る設計・

施工一括発注公募型プロポーザル実施要領

１ 趣旨

塩竈市（以下「本市」という。）北部に位置する「伊保石公園」は、平成３年に開園された総合公園で、市民の森区、こどもの森区、自然探索区、ピクニック区からなり、地域内に限らず地域外からも利用者が訪れ、憩いの場として利用されてきた。

しかし、開園から３０年以上経過し、市民ニーズの多様化や既存遊具の老朽化が著しく、総合公園として十分に機能が活かされているとは言い難く、公園来園者の減少につながっている。

このため、新たな大型複合遊具が整備されることで、来園した子ども達が安心・安全に遊ぶことができ、また、地域内外の人との交流の場となることも期待されるため、地域の活性化につながる。

本事業を行うにあたり、限られた資源を最大限に有効活用し、多くの子ども達から喜ばれる複合遊具を設置するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、創造力・技術力・問題解決に優れた事業者を選定しようとするものである。

２ 事業の概要

（１） 事業名

伊保石公園複合遊具整備事業

（２）発注方式

本事業は、市が候補地として考えている箇所に、複合遊具設置の企画・提案を受けた上で、既存遊具の撤去並びに新たな複合遊具の実施設計及び現地への設置までを一括して、公募型プロポーザル方式により発注する。

（３） 事業の内容

事業については、「伊保石公園複合遊具整備事業 仕様書」（以下 「仕様書」という。）によるものとする。

（４） 履行期限

契約締結日の翌日から令和６年３月１５日（金）までとする。

（５） 業務場所

伊保石公園（宮城県塩竈市字伊保石95番地）

（６） 提案上限額

２２，６６３，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 実施設計、製品製作、設置・撤去工事等のすべてを含む。

（７） その他

遊具及び周辺施設は、国土交通省が定める「**都市公園における遊具の安全確保に関する指針**」に基づくものとし、賠償責任保険の対象となる製品であること。

３ 選考方法

（１） 選考方法については、下記に示す「７ 提案書・プレゼンテーション」に基づき、塩竈市複合遊具整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

（２） 審査は、提出された書類及びプレゼンテーションにおいて実施されるヒアリングを加味し、総合的に評価して行うものとする。

４ スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 日程（予定） |
| 募集開始（公告） | 令和５年９月１２日（火）から |
| 現地見学会 | 令和５年９月１９日（火）から  令和５年９月２０日（水） |
| 参加表明書提出期限 | 令和５年９月２２日（金）　午後５時まで |
| 参加表明に関する資格審査の結果通知 | 令和５年９月２７日（水）まで |
| 質問書の提出期限 | 令和５年９月２７日（水）午後５時まで |
| 質問書の回答期限 | 令和５年１０月３日（火）  午後５時までに随時回答 |
| 参加表明書・提案書受付期限 | 令和５年１０月１３日（金）  午後５時まで |
| 書類審査 | ※応募者多数の場合に実施  令和５年１０月中旬 |
| プレゼンテーション・ヒアリング | 令和５年１０月１７日（火） |
| 審査結果通知 | 令和５年１０月下旬 |

５ 参加資格

　令和５・６年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で、公告時点において次の事項に該当する者。ただし、上記に登録されていない者であっても臨時登録期間（令和５年９月１２日～令和５年９月２２日）中に登録を受ければ参加可能とする。

（１）塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）に規定する「とび・土工・コンクリート 工事」又は「造園工事」に係る建設業の許可を受けていること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

（５） 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）配置技術者に関する条件については、建設業法第２６条の定めるところにより、当該入札参加業者と直接的かつ継続的雇用関係にある1級又は２級土木施工管理技士又は、１級又は２級造園工事施工管理技士の資格を有する主任技術者又は監理技術者をこの現場に配置できること。

（７）建設業法第２７条の２３第１項に規定する本要領「６参加表明者の資格審査」で求める経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート 工事」又は「造園工事」の総合評点が６５０点以上であること。

（８）塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成２０年度塩竈市告示第９３号）に規定する要件に該当しないこと。

（９）「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）に基づく、公園複合遊具を整備できること。

（１０）過去５年間の内、本業務と同種業務について、国又は地方公共団体と契約実績を有すること。

６ 参加表明者の資格審査

本プロポーザルに参加を表明する者は、次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として１部提出すること。参加表明を行った者に対しては、資格審査の終了後、審査結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に参加表明書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することは出来ない。

（１） 提出書類

ア　参加表明書（様式第１号）

イ　配置予定技術者の経歴等（様式第２号）

ウ　建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写し）

エ　最新の経営事項審査結果通知書の写し

オ 審査出席者届出書（様式第３号）

カ 誓約書（様式第４号）

キ 参加表明書等受領書（様式第５号）

ク 公募型プロポーザル参加資格等審査結果通知書の返送用封筒（長形３号封筒に切

手を貼付し、宛先を記入及び「簡易書留」と朱書きすること）。

　　　ケ 工事実績調書（様式第１０号）

（２）提出先及び提出期間

事務局まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

令和５年９月２２日（金）午後５時必着

（３） 資格審査の結果の通知方法及び通知期限

令和５年９月２７日（水）までに公募型プロポーザルに係る参加資格審査結果を文書にて郵送で通知する。なお、参加資格がないとなった者にはその理由を記載する。

７ 提案書・プレゼンテーション

（１） 企画提案書

「６（３） 資格審査の結果の通知方法及び通知期限」の通知により、審査対象者として選定された者は、企画提案書として次に掲げる書類及び添付書類を添えて正本として１部、副本として１０部提出すること。（提出書類の電子データ（DVD 又は CD で、PDF 形式）を１部提出すること。）

なお、提案書の提出は、１者につき１案とする。

ア 企画提案書（様式第８号）

イ 工事の実施方針・工事フロー・工程計画（様式第９号）

ウ 完成予想の概要図（イラスト）Ａ３版カラー（最大２枚）

エ 遊具等の配置計画図

オ 製品の寸法や材質のわかる構造図（平面、立面、側面図）

カ 遊具設置後２０年間の修繕及び部品交換に関わる維持管理経費（点検費用は除く）を説明する資料

キ 見積書（任意様式、合計金額のほか積算内容も記載すること）

ク その他必要に応じた補足説明資料

（２）提案書・プレゼンテーションに関する質問及び回答

ア 提案書・プレゼンテーションに関する質問がある場合には、令和５年９月２７日（水）午後５時までに工事概要質問書（様式第６号））に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。なお、質問書提出後、必ず電話で質問書を送信した旨を伝え、事務局で受信したことを確認すること。

（E-mail [dobokukakari@city.shiogama.miyagi.jp](mailto:dobokukakari@city.shiogama.miyagi.jp)）

イ 提案書・プレゼンテーションに関する質問に対する回答は、令和５年１０月３日（火）までに、審査対象者に対し個別にメールにて回答を行うとともに、必要に応じて、塩竈市ホームページにおいて閲覧に供する。

（３） 提案書・プレゼンテーションに関する提出先及び提出期間

事務局まで持参又は郵送（書留郵便で提出期限必着）すること。

令和５年１０月１３日（水）午後５時必着

（４） 評価基準

「別表 評価基準」により審査を行う。

（５） プレゼンテーションについて

令和５年１０月１７（火）（予定）にプレゼンテーションを行う。「６（３） 資格審査の結果の通知方法及び通知期限」の通知にあわせ、プレゼンテーションの日程を提案者に通知する。

プレゼンテーションは２０分以内とし、その後１０分程度でヒアリングを行う。プレゼンテーションは、提出した企画提案書に記述されている提案のみで行うものとする。

なお、プレゼンテーションの実施方法については下記のとおりとするが、災害等により、プレゼンテーション審査が開催し難い場合は、別の方法で開催する場合もあり得る。詳細については対象者に別途案内を行う。なお、応募者多数のときは、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を令和５年１０月中旬（予定）に書類審査により３者程度に選定する場合がある。

ア 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は、審査出席者届出書（様式第３号）で届出があった者とし、配置予定である主任技術者又は監理技術者は最低１名出席しなければならない。

イ 会場に用意されているもの

プロジェクター・パソコン（持参可）

ウ 留意事項

（ア） 提出した企画提案書の内容及びその補足説明についてのみ行なうこと。

（イ） 資料の追加配布（提出していない資料についてプロジェクターでの投影等を含む）は認めない。

（６）最優秀提案者等の特定方法

ア 選定委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者としてそれぞれ特定する。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が２者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

（７） 審査結果の通知

審査の実施後、文書で通知するとともに、塩竈市ホームページにて公表する。

８ 契約に関する事項

（１） 選定委員会において特定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、仕様書及び優先交渉権者の提案書等の内容を基本に協議の上、契約を締結する。提案書の記載内容は原則として契約時の仕様とするが、本工事の目的達成のため、必要な範囲内において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

（２）契約に関しては、優先交渉権者との随意契約（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に規定する随意契約をいう）とする。

（３） 最優秀提案者と契約締結できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとする。

９ 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（１） 「５ 参加資格」を満たしていない場合

（２） 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

（３） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（４） 公平な審査を阻害する行為があった場合

（５） プレゼンテーションに参加しなかった場合

（６） 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合

（７） 見積書の金額が提案上限金額を超過した場合

（８） その他本要領に違反すると認められる場合

１０ その他

（１） 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

（２） 書類提出にあたっての留意事項

提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出書の不利益が生じても、本市はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用又は電子メールで着信確認を行うなどの対策を講じること。

（３） 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、これを無

効とする。

ア　提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ　記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ　許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む）

カ　虚偽の内容が記載されているもの

(４) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

イ 提出された企画提案書の著作権は提案者に全て帰属する。ただし、事業者選定の結果公表等において本市がこの事業に関し必要と認められる用途については、提案者は、その一部又は全部の無償使用について許可しなければならない。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰属する。

ウ 市は審査・選定を行うのに必要な範囲内において、提出書類を複写して使用することがある。

(５) 配置予定技術者の変更

本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、事務局の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。

(６) 辞退

本プロポーザルを途中で辞退する場合は事務局宛てにその旨を記載した書面（様式第７号）を提出すること。

(７) 特許権等

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。

(８) 禁止事項

本プロポーザルに参加しようとする者は、本プロポーザルの最優秀提案者決定の公表までの間において、本プロポーザルに関して、選定委員に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

１１ 事務局

〒９８５－００５２ 宮城県塩竈市本町１番１号

塩竈市産業建設部土木課（担当者 大宮、太田）

電話 （０２２）３６４―１１１８（直通）

E-mail dobokukakari@city.shiogama.miyagi.jp

別表 評価基準

（提案内容評価）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価の視点  （評価項目） | | 評価の着眼点 | 配点 |
| 発注者の要求事項に対する企画提案 | テーマ・コンセプト | 遊具やエリア全体の整備内容が伊保石公園の景観、地域特性に合った遊具設置・空間づくり（遊具の形状、色調、配置等となっているか） | 10 |
| 幅広い個性や好みなどを持つ子ども達が一緒に楽しく遊べることに配慮したコンセプトになっているか。 | 10 |
| 遊具の構成要素 | 障がいの有無などに関わらず、だれもが一緒に遊ぶことができる遊具の提案がされているか。 | 10 |
| 多様な遊びなどの形態（のぼる、すべる、くぐる等）が提供されており、子ども達の想像力・冒険心を育むなど良質な遊具であるか。 | 10 |
| 安全対策 | 利用時に想定される危険及び予期せぬ遊び方による危険への安全対策の提案がされており、遊具ごとに必要な安全対策に対する提案がされているか。 | 10 |
| 利用者の導線、遊具の安全領域、遊具の運動方向等を考慮した提案がされているか。 | 10 |
| 予期しない事例（からまり、引っ掛かり、落下、挟み込みなど）が発生した場合の安全対策に対する提案がされているか。 | 10 |
| 維持管理 | 劣化の低減に配慮し、耐用年数が長くなるような耐久性のある材料を使用しているなど維持管理費を抑えられる提案となっているか。 | 10 |
| 日常的な点検及び小規模な修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。 | 10 |
| 施工計画 | 現地条件を踏まえた詳細な施工計画であり、伊保石公園利用者の安全検討が十分に行われているか。 | 10 |
| 合計 | | | 100 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 高評価 | やや高評価 | 普通 | やや低評価 | 低評価 |
| 10～9 | 8～7 | 6～5 | 4～3 | 2～1 |

（価格評価）

価格評価に係る採点は、予算額以内で最低価格（最低基準得点を満たしているもの）を100点とし、次点以降の採点は下記により行う。

（最低価格÷次点以降の事業者から示された価格）×100点